

第264回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和2年4月14日(火)13:00～13:19

場 所：Skype開催

(委 員) 八田委員長、稲垣委員、北本委員、林委員、圓尾委員

(事務局) 佐藤事務局長、恒藤総務課長、遠藤取引監視課長、伊藤統括NW事業管理  
官、田中NW課長、高橋小売取引検査管理官

(説明者) 高橋資源エネルギー庁長官

○八田委員長     それでは、ただいまから第264回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

      本日の議題は議事次第にあるとおりです。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて事務局より説明をお願いします。

○恒藤総務課長     事務局でございます。本日の委員会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための工夫を講じるということが求められている状況に鑑みまして、オンラインでの開催とし、第1部につきましては、後日議事録を速やかに公開することとしたい。

      第2部の議題につきましては、個別企業の情報を取り扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載する。その会議資料について、情報公開請求がされた場合には、その対応について改めて御相談する。このような取扱いでよろしいか、念のため御確認いただければと存じます。

○八田委員長     今、説明がありましたように本日の委員会は記念すべき第1回のオンライン開催になります。議事次第においては、第2部として記載された議題については非公開として開催させていただきたいと考えています。異存はありませんでしょうか。異議のある方は御発言をお願いいたします。

                  (「異議なし」の声あり)

      では、今お話のあったとおりにさせていただきます。

      ここで議題に入る前に、資源エネルギー庁の高橋長官から、業務改善命令を行う際の意見聴取の手続について、御説明がございます。

○高橋資源エネルギー庁長官　資源エネルギー庁の高橋でございます。本日は御発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私から関西電力に発出しました業務改善命令について御説明いたしたいと思います。

御案内のとおり、3月16日に経済産業大臣は関西電力株式会社に対しまして、電気事業法に基づく業務改善命令を発出いたしましたけれども、その際、同法66条の11第1項第3号においてあらかじめ行うとされておりました委員会への意見聴取手続が行われておりませんでした。

その後、当該業務改善命令の発出の直後に、この手続漏れに気がつきまして、3月16日に意見聴取手続を実施することになりましたが、その際、当該業務改善命令の発出前に意見を求めたとの体裁を整えるため、3月15日付で意見を求める内容の決裁を行っておりました。

関西電力株式会社のコンプライアンス改善を求めている中にありまして、こうした不適切な行政手続を行っていたことは誠に申し訳なく、この不適切な行政手続によって経済産業行政に対する信頼を損なったこと、そして当該業務改善命令を発出する前に、あらかじめ貴委員会に対する意見聴取手続が行われなかったことは誠に申し訳なく、心よりおわび申し上げます。

今後、二度とこのような事態が生じないよう庁内に注意喚起を行うとともに、全職員を対象に起案決裁を含めた行政手続に関する研修を実施するなど、再発防止策を徹底してまいりたいと考えてございます。

私からの御説明は以上です。

○八田委員長　ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明について、各委員から何か御質問、あるいは御意見はございますか。――稲垣先生、何か御意見ありますか。

○稲垣委員　いえ、特にありません。今後の長官の働きを期待しております。どうぞよろしく願いいたします。

○八田委員長　高橋長官、御説明いただき、ありがとうございました。業務改善命令の発出に当たり、事前に当方の意見の求めがなかったという、うっかりミスが起きたことについては遺憾に思います。また、このようなミスがあった際に、体裁を整えるために文書の日付を実際と違うものにしたということはあってはならないことだと思います。今後はこのようなことがないよう徹底していただくようお願いいたします。

また、私ども監視等委員会も法令に基づく手続にミスがないよう、また、適切な文書の作成などもこれまで以上にしっかりやっていくことにしたいと思います。各委員、事務局ともよろしく願いいたします。高橋長官、ありがとうございます。

○高橋資源エネルギー庁長官      ありがとうございます。失礼いたします。

○八田委員長      それでは、議題1について、田中課長から御説明をお願いいたします。議題は「ガス導管事業者に係る行為規制の詳細について」です。

○田中NW事業監視課長      ネットワーク課・田中でございます。それでは、公開資料を御覧いただけますでしょうか。公開資料の3ページ目でございますが、こちら、「ガス導管事業者に係る行為規制に詳細について」ということになっております。

経緯といたしましては、こちら改正ガス事業法において、2022年度から導管規模等、政令で定める要件に該当するガス導管事業者の法的分離を行うとともに、あわせて、法的分離されたガス導管事業者とその特定関係事業者の人事・業務委託などに関する行為規制を導入することが規定されております。

これらの行為規制については、詳細を省令で定めることとされているところ、昨年8月27日付で経済産業大臣より、当委員会宛てにガス導管事業者に係る行為規制の詳細その他必要と考えられる事項について、意見の求めがあったものでございます。

それを受けまして、2019年9月より、当委員会の制度設計専門会合におきまして、ガス導管事業者に係る行為規制の詳細を検討し、第46回制度設計専門会合（2020年3月31日）において取りまとめを行ったものでございます。

こちらのほうの取りまとめにつきましては、資料3—2ということで、ページ数としては5ページ目を御覧いただけますでしょうか。こちら、制度設計専門会合にて取りまとめましたガス導管事業者に係る行為規制の詳細ということになっております。

以下、概要について説明させていただきます。

23行目から情報の適正な管理のための体制整備等ということで記載されておきまして、こちら、その中身について32行目から情報を適正に管理するための体制の整備であったり、業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備だったり、その他適正な競争環境を確保するために必要な措置について定めることとしております。

こちらにつきましては、物理的隔絶であったり、システムの論理的分割などのかなりの相当な費用を要するような措置については、ガスメーター取付け数30万個以上の一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に対して義務づけることとしておきまして、それ以外

のガス導管事業者については、ガイドライン上の望ましい行為と位置づけております。

こちらに関して、ちょっと図で説明しておりますので、資料のほうの16ページを御覧いただけますでしょうか。こちらは法的分離及び体制整備義務の対象事業者ということになっておりまして、真ん中の一番小さい丸のところが大手3社ということで、こちら、法的分離の対象となるとともに一般送配電事業者並の体制整備義務が課されている対象となっております。

その次の、その一回り大きい丸でございますが、こちらは準大手7社ということで、ガスメーター取付け数が30万個以上の事業者が該当しまして、物理的隔絶等の一般送配電事業者並の体制整備義務が課されているとともに、それ以外の216社の事業者につきましては、物理的隔絶等につきましては、ガイドライン上望ましい行為としつつ、ほかの体制整備については法的な義務を課しているところでございます。

それでは、ページ数を戻っていただきまして、7ページでございますが、7ページ、64行目以下では、社名、商標、広告・宣伝等に関する規律を定めておりまして、導管事業者及びグループ内小売・製造事業者が互いに同一視されるおそれのある社名等を用いることを禁止しております。

続きまして、103行目でございますが、こちら、業務の受委託等に関する規律ということで、104行目では、業務の委託、導管から小売・製造に対する業務の委託、原則禁止でございますが、この禁止の例外の事項を定めておりまして、同じく9ページの126行目では、小売・製造から導管に対する業務委託の禁止の例外について定めてございます。

142行目では、最終保障供給の場合について定めているということになっております。

150行目でございますが、こちらでは、不適正な利益移転等を防止するための通常取引の条件とは異なる条件の取引ということに関しての判断基準や範囲について定めているところでございます。

175行目以下につきましては、兼職に関する規律ということで、兼職の禁止や、その例外について以下定めていくということになってございます。

続きまして、220行目以下でございますが、こちらにつきましては人事交流についてということで、改正ガス事業法自体では、人事交流に関する規制は、規定は設けておりませんけれども、各導管事業者について人事交流規範を定めることが望ましいということを記載しております。

以下、こちら取りまとめの説明の内容でございます。

ページ数でございますが、3 ページ目に戻っていただきまして、3 ページ目の3. にございますとおり、今回の制度設計専門会合の取りまとめを別添としまして、経済産業大臣へ意見回答を行うことといたしたいということで考えてございます。

以上、私からの説明でございます。御審議よろしく願いいたします。

○八田委員長     ありがとうございました。ただいまの説明について各委員から何か御質問、あるいは御意見はございますでしょうか。

○林委員     林です。御説明ありがとうございました。先日、制度設計専門会合でも、このようにしっかり議論をした中での今回の話になっておりますので、異存ございません。

以上です。

○圓尾委員     圓尾です。いいでしょうか。制度設計専門会合でも申し上げたのですけれども、例えば、執務室の物理的隔絶等を求めるのをガスメーター取付け数30万個以上で区切ったわけですが、これは一般ガス導管事業者についての議論で、あまりにも小さいところにこういったところまで求めると、逆にコストが上がって消費者のためにならない、どのぐらいが適当かと議論をした上で、この30万個以上のガスメーター取付け数というのが出てきたのです。

その後、特定ガス導管事業者についての議論をし、同じような線引きにすることにしたのですが、ただ、御存じのとおり I N P E X、J A P E Xをはじめ、特定ガス導管事業者の中には非常に重要な、位置的にキーとなる導管を保有している事業者がありますし、それから一般ガス導管事業者とは違って企業の体力としては十分大きい会社もありますので、これでスタートするものの、実際の運用を見て、本来の目的である導管事業の中立性に何か疑義が生じるような事例が出てくれば、30万個にはこだわらずに、今回定めた基準も予断なく速やかにもう一度議論して、必要があれば改定をしていくことを専門会合の場でも申し上げ、皆さんに納得いただいたと思っております。

ですから、そういう意味で、今回これでスタートするけれども、金科玉条の規則ではないという共通理解の上でスタートできればいいと思っております。

以上です。

○八田委員長     ありがとうございました。事情はよく分かりました。

ほかに御意見ございますでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から説明があったとおり、委員会として経済産業大臣へ意見を回答す

ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、異論がございませんでしたので、案のとおり経済産業大臣に意見回答をすることとしたいと思います。

これで公開部門は終わりですね。

○恒藤総務課長　　そうでございます。

○八田委員長　　それでは、公開部分について終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——